

平成
29年度

中小企業・小規模事業者関係の税制改正

平成29年度の中小企業・小規模事業者関係の主な税制改正は、以下のとおりです。

1. 29年度の賃上げ支援が大幅に拡充

- 所得拡大税制について、中小企業に関しては、現行の支援措置(24年度からの給与増加額に10%税額控除)に加え、2%以上賃上げした企業は、前年度からの給与増加額の22%税額控除を受けることができるようになります(賃上げに伴う社会保険料負担を上回る控除率)。

2. 中小サービス業の投資減税(固定資産税特例・即時償却)の抜本強化

- 中小企業等経営強化法の認定を受けた事業者が利用できる固定資産税特例の対象(現在は機械装置)に、商店、飲食店、サービス業等で利用される一定の器具備品(冷蔵陳列棚、業務用冷蔵庫、介護用ロボットスーツ等)建物附属設備(空調設備、エレベーター等)が追加されます。※一部の地域・業種については、対象外となります。
- 中小企業投資促進税制の上乗せ措置(即時償却等)についても対象に器具備品等が追加され、名称は中小企業経営強化税制となります(中小企業等経営強化法の認定が必要)。
- 中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制(30%特別償却等)は、適用期限が2年間延長されます(平成30年度末まで)。

3. 中小企業向け研究開発税制の強化

- 研究開発費(試験研究のための人件費や経費など)の一定割合(現行12%)を法人税額から控除する研究開発税制について、研究開発費の増加率が5%を超える場合には、最大17%までの控除割合を上乗せする仕組みが新たに導入されます。
※控除できる上限について、現行法人税額の25%までのところ、研究開発費の増加率が5%を超える場合に、10%上乗せ(最大35%まで)する仕組みも新たに導入。
- ビッグデータ等を活用した第4次産業革命型の「サービス開発」も支援対象に追加されます。

4. 法人税の軽減税率は延長

- 法人税の軽減税率(所得800万円までの大企業の23.4%を15%に軽減)は2年間延長されます(平成30年度末まで)。

5. 事業承継税制

- 事業承継税制の雇用要件(5年間平均8割)について、従業員5人未満の企業が従業員1人減った場合でも適用を受けられるように見直しが行なわれます。また、被災や主要取引先の倒産等により売上が減少した場合には雇用要件が緩和されます。
- 相続時精算課税制度との併用が認められるようになり、贈与税の納税猶予の取消時の納税負担が軽減されます。

6. 株式の評価方法の見直し

- 取引相場のない株式の評価方式について、上場株価の急激な変動、上場企業のグローバル展開の影響や、中小企業の収益の改善を中小企業の株価に過度に反映しないよう、類似業種比準方式等の見直しが行なわれます。

◎詳しくは、中小企業庁ホームページ等をご確認下さい。